## 第1号様式(日本産業規格A列4番)

## 移動等円滑化取組計画書

2022年 8月 5日

住 所 和歌山市和歌浦西一丁目8番1号 事業者名 和 歌 山 バ ス 株 式 会 社 代表者名 取締役社長 久 保 洋 介

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

## I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 車両等の整備に関する事項

2022年度は、バリアフリー化に対応した低床バス(ワンステップ含む)を代替(中古車両含む)し、バリアフリー化の向上を目指す。

## Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施	計 画 内 容						
設及び車両等	(計画対象期間及び事業の主な内容)						
ノンステップバス	ノンステップバス (ワンステップバス) を数台 (中古車両含む) の代替						
(ワンステップバス)	予定						

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
スロープ板及び車椅	車椅子をご利用されるお客さまに対して、スロープ板及び車椅子固定用
子固定用装置の使用	装置を用いて円滑で安全な乗降を提供する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

TO THE PROPERTY OF THE PROPERT							
) 対 策	計画内容						
刈 水	(計画対象期間及び事業の主な内容)						
高齢者·障害者乗降時	コロナ禍の中、今年度は依頼のあった小学校で新入生を対象とした乗り						
の意識向上	方教室を4月20日(2019年開催以降3年ぶり)に開催。また、依頼のあ						
	った場合は、車椅子体験・高齢者疑似体験等に積極的に参加し、高齢者、						
	障害者に対する理解を深めるため、モビリティマネジメントの取り組みに						
	参加するとともに、運転士の指導教育時にも活用していく。						

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)				
情報提供の拡充	バスロケーションシステムの導入により、お客さまがスマートフォンで				
	ノンステップバス、ワンステップバス車両の情報を確認することが出来 る。				

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子乗車方法の教	新規採用の運転士には、教習の一環として実施している。また、車両代
育訓練の実施	替時には、運行管理者が設備及び使用方法等について、随時説明を行って
	いる。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適 正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)				
バス車内の案内	優先座席の表示を行っている。				

Ш	移動等円滑化の促進の	のためⅡと併	せて	講ず	べき措置			
	メールや電話で寄せら	れている利用者	か意	見を	社内で共有する	らとともに、	取り組	lみの改善に活
	用する。							
L								
IV	前年度計画書からの	変更内容						
	対象となる旅客施設	<i>7</i> /√	田	Н	숬		IH.	由
	及び車両等又は対策	<b>发</b>	史	内	谷		理	H
L						1		
V	計画書の公表方法							
	当社ホームページにて	公表						
<b>у</b> л	スの仲割両に関する	フ宙伝						
VI 「	その他計画に関連する	の争は						
L								

- 注1 Ⅳには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
  - 2 Vには、本計画書の公表方法(インターネットの利用等)について記入すること。
  - 3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。